

議案第46号

琴浦町八橋ふれあいセンターの指定管理者の指定について

次のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 琴浦町八橋ふれあいセンター
- 2 指定管理者
  - (1) 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1370番地14
  - (2) 団体名 やばせ振興魁の会
  - (3) 代表者 会長 安陵 寿業
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和2年3月4日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和